

## 答 申

審査請求人（以下「請求人ら」という。）が提起した東京都河川流水占用料等徴収条例（平成12年東京都条例第95号。以下「条例」という。）2条の規定に基づく河川流水占用料等徴収額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人らに対し、令和2年8月11日付けで行った河川流水占用料等徴収額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

- 1 令和2年度分の占用料は、令和2年許可による許可日（令和2年7月2日）以降の占用料を請求できるに過ぎず、同年4月1日に遡り、1年分の請求ができるものではないから、違法であり、取り消されるべきである。
- 2 以下のとおり、本件処分に先立つ行政処分は全て違法又は無効であり、それらの違法性は本件処分についても承継されるから、本件処分は取り消されるべきである。

ア 平成30年許可は実質上の新規許可であるから、処分庁は、平成

30年許可による許可日（平成30年4月17日）以降の占用料を請求できるに過ぎず、平成25年4月1日に遡った各占用料の徴収決定はいずれも無効である。

イ 各占用許可の許可書に記載されている占用場所は、〇〇となっているが、同地番は請求人らが請求外株式会社〇〇から売買により取得した土地の地番である。河川占用の場所として許可の対象となっている土地の本来の地番は、公図や登記事項証明書で確認できるとおり、〇〇である。場所違いの許可は無効である。

また、令和2年許可の許可書には、〇〇に「地先」との文言が突如として加わった。補正の指示もなしに「地先」を加えるのは、虚偽の公文書を作成することに類するものであり、令和2年許可は無効である。

ウ 請求人らのように、公道に出るために本件土地に対し、将来にわたり占用料を支払わなければならない者がいる一方、土地を購入した者は占用料を支払う必要がないというのは、平等の原則に反しており、令和2年許可は違法である。

エ 本件土地のある出入口部分は、従来、道路管理者である東京都の管理下にあったが、平成12年に請求外株式会社〇〇が建物の新築工事をするに当たって、河川保全区域の許可申請をした際に、抱き合わせ的に占用許可の対象とされたものである。

このような処理は、比例の原則に反するから、各占用許可は無効である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3 年 6 月 7 日	諮問
令和 3 年 7 月 9 日	請求人らから主張書面を収受
令和 3 年 7 月 30 日	審議（第 57 回第 2 部会）
令和 3 年 8 月 20 日	審議（第 58 回第 2 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 法

##### 24 条（土地の占用の許可）

1 項 河川区域内の土地（中略）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

##### 32 条（流水占用料等の徴収等）

1 項 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について 23 条、24 条若しくは 25 条の許可又は 23 条の 2 の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

2 項 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。

3 項 流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。

4 項 国土交通大臣又は指定都市の長は、23 条、24 条若しくは 25 条の許可又は 23 条の 2 の登録をしたときは、速やかに、当該許可又は登録に係る事項を当該許可又は登録に係る河川の存する都道府県を統括する都道府県知事に通知

しなければならない。当該許可又は登録について75条の規定による処分をしたときも、同様とする。

### 34条（権利の譲渡）

1項 23条、24条若しくは25条の許可又は23条の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2項 前項に規定する許可又は登録に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可又は登録に基づく地位を承継する。

## (2) 法施行令

### 18条（流水占用料等額の基準等）

1項 法32条1項の流水占用料等額の基準は、次のとおりとする。

1号 流水若しくは土地の占用又は土石等の採取（以下「流水の占用等」という。）の目的及び態様に応じて公正妥当なものであること。

2号 流水の占用等に係る公益的な事業の適正かつ合理的な運営に支障を及ぼすものでないこと。

3号 （略）

2項 法32条1項の流水占用料等の徴収に関しては、次の各号に定めるところによらなければならない。

1号 流水の占用等を行うことができる期間が、当該流水の占用等に係る法23条から25条までの許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収すること。

（2号以下略）

## (3) 条例

### 2条（流水占用料等の徴収）

知事は、法23条、24条若しくは25条の規定による流

水の占用、土地の占用若しくは土石その他の河川産出物の採取又は法 23 条の 2 の規定による流水の占用（流水の占用等）の許可又は登録（以下「流水の占用等の許可等」という。）を受けた者から、法 32 条 1 項に規定する流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料を徴収する。

### 3 条（流水占用料等の額）

流水占用料等の額は、別表のとおりとする。ただし、1 件の流水占用料等の額が 100 円未満の場合は 100 円とする。

### 5 条（流水占用料等の徴収方法）

流水占用料等は、流水の占用等の許可等をした日又は知事が法 32 条 4 項の規定による通知を受けた日から 2 月以内に、当該流水の占用等の期間に係る分の全額を徴収するものとする。ただし、当該流水の占用等の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の年度分の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を 4 月 30 日までに徴収するものとする。

## 2 本件処分について

これを本件についてみると、処分庁は、令和 2 年 7 月 16 日、令和 2 年許可があった旨の通知を関東地方整備局長から受け、その期間が令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとされていたことから、同年 8 月 11 日、請求人らに対し、条例 5 条の規定に基づき、令和 2 年度分についての土地占用料徴収額を決定し、その旨を通知したことが認められる。

そうすると、本件処分は上記 1 の法令の定めに基づき適正になされたものと認められる。

## 3 請求人らの主張についての検討

(1) 請求人らは、前記第 3・1 のとおり、令和 2 年許可が同年 7 月 2

日になされているのであるから、令和２年度分の占用料が同年４月１日に遡って徴収されるべきではない旨を主張する。

ところで、流水占用料等の徴収方法については、条例５条本文は知事が法３２条４項の規定による通知を受けた日から２月以内に、当該流水の占用等の期間に係る分の全額を徴収するものと定めている（１・(3)）。このことからすれば、令和２年許可に基づく同年度の占用料の徴収は、令和２年許可に記載された同年７月２日からではなく、令和２年許可に係る占用の期間の始期である同年４月１日からということになる。

よって、請求人らの上記主張は、本件処分の取消しを求める理由として認めることはできない。

- (2) 請求人らは、前記第３・２のとおり、平成３０年許可が同年４月１７日になされており、平成２５年４月１日に遡って各占用料の徴収決定をすることはできず、無効であるから、その違法性は本件処分についても承継されるべきである旨、また、令和２年許可についても、その占用期間の始期につき、平成３０年許可の占用期間を引き継いでいるから、その違法性は令和２年許可についても承継されている旨を主張する。

しかしながら、法２４条の趣旨は、流水の占用等の許可と流水占用料等の徴収とを別個の処分としたものと解されるどころ（河川法研究会（編著）「改訂版〔逐条解説〕河川法概説」（平成１８年・大成出版社）２４５頁）、各占用許可については、いずれもそれらの適否を争うための手続的保障が十分に与えられているといえる（本件審査請求書によれば、請求人らは、令和２年許可について、国土交通大臣に対して審査請求を提起しているとのことである。）。

また、平成３０年各処分及び平成３１年処分についても同様に、本件処分とは別個の処分であり、審査請求ができる旨の教示がされ、それらの適否を争うための手続的保障が十分に与えられてい

るといえる。

したがって、請求人らの上記主張についても、理由はない。

なお、請求人らが、令和2年許可が重大かつ明白で当然無効である旨を主張していると解したとしても、令和2年許可が当然無効であることを的確に示す証拠は見当たらない。

(3) 以上によれば、請求人らの主張はいずれも理由がなく、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 請求人らの主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来